

## 東邦大学における公的研究費の使用に関する行動規範

東邦大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、本学における公的研究費等執行に際してとるべき構成員の責任ある行動として、共通認識を有すべき事項の指針を示し、この指針の遵守を徹底することにより、円滑かつ効率的に研究業務等を遂行することを目的とし、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を定める。

(構成員とは、公的研究費等の運営・管理に関わる研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者をいう)

1. 構成員は公的研究費等の使用にあたって、当該費用の配分機関が定める各種規則及び本学が定める諸規程、その他関係法令等を遵守する。
2. 構成員は公的研究費の原資が国民の税金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。また、常に説明責任を有していることを自覚して、国民の信頼に応えるようその職責の遂行に全力を尽くさなければならない。
3. 研究者は研究計画に基づき、研究者以外の構成員は研究活動の特性等を充分理解した上で、業務にあたらなければならない。
4. 研究者以外の構成員は、本学が目指す高度な研究活動の推進に資するため、その業務の遂行に当たって研究者との連携に充分配慮しなければならない。
5. 事務職員は、専門的能力（業務に関する知識等）をもって公的研究費の適正な執行を確保し、効率的な研究推進を目指した事務を行う立場にあるとの認識にたつて業務を遂行しなければならない。
6. 構成員は業務の遂行にあたって、本学が定期的に行う研究倫理教育プログラムの受講ならびに公的研究費の使用に関する説明会等に参加し、本学の公的研究費管理マニュアルの使用ルールを遵守し、適正に執行しなければならない。

公的研究費等の使用にあたっては、上記事項を遵守することを誓約するものとして誓約書の提出が必要となります。

附 則 この規範は、令和3年9月1日より施行する。

なお、本行動規範制定により「研究者以外の構成員の取り組み指針」は廃止する。